

別紙

諮問第1072号

答 申

1 審査会の結論

「都以外の者に対して、いつ、どのように、どこで、誰が出席又は対応して意見を聴いたのかが記録されたメモを含む、これらの分かる文書の全部」を不存在を理由として非開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「28建道管監第169号（平成28年11月7日付）延長通知書に依れば、延長理由は『都以外の者の意見を聴く必要がある』とある。そうすると、この都以外のものに対して、いつ、どのように、どこで、誰が出席又は対応して意見を聴いたのかが記録されたメモを含むものの存在は明らかである。だから、これらの分かる文書の全部」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年12月27日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるといふものである（以下審査請求人が本件開示請求において求める文書を「本件請求文書」という。）。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、次のような趣旨と理解される。

ア 審査請求書

以前から、本件同様の〇〇等（以下、同社）の道路占用許可に対する開示請求を何回も行っているが、期間延長や同社の意見を求めることはなかったと記憶している。

道路占用許可とは、同社の特権的な使用許可であり、その特権により同社が得た

利益は計り知れない。よって、同社から特段の意見が無かったのは当然であり、都が同社に意見を求めたこと自体、不服である。

意見等不要にもかかわらず「期間延長と非開示決定処分」を実行したということは、極めて特段の事情があったということになる。

「都と同社において繰り返しの打合せと同記録が不存在」等、ありえない。よって審査請求する。

イ 意見書

(ア) ○号、○○号は開示請求内容が同一なのに処分が違うのだから、その理由を求めたい。○号発出理由は、後日、言った言わない。また、都が○○株式会社の許可もなく、なぜ勝手に開示するのかと問題にならないようにするために文書を求めたのは確実である。だから○○号処分は虚偽といえる。

(イ) ○○駅○○口、○○店の建て替え計画が現在進行中であるが、異議がある。この計画を進める前に都民は都から知らされなければならない。都は公表すべきである。

(ウ) 本書面内容も、共に都民の都有地内の問題であるから、理由書に記載して提出する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

職員が、○○株式会社及び株式会社○○の担当者と、平成○年○月○日と○月○日の2回にわたり面会し、直接意見を聴いたことは事実であるが、面会の状況等を記録した文書については、実施機関において作成及び取得しておらず、請求に係る公文書は存在しない。

審査請求人による平成28年10月11日付の開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る対象公文書である占用許可申請書は、占用の許可を受けようとする者が実施機関

である道路管理者に提出する書類であり、道路管理者以外の者には提供することができない情報が含まれる可能性がある。当該文書を開示することによって占有者の業務に支障をきたすことも考えられるため、占有者に意見を聴いたものであるが、相手方の回答が特段の意見はないとのことであったため、文書の作成は行わなかった。

以上により、本件開示請求について、不存在を理由とした非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月26日	諮問
平成30年 5月31日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月31日	新規概要説明（第189回第一部会）
平成30年 6月21日	実施機関から説明聴取（第190回第一部会）
平成30年 6月25日	審査請求人から意見書收受
平成30年 7月25日	審議（第191回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求文書について

実施機関は、審査請求人による別件開示請求に対し、東京都（以下「都」という。）以外のものの意見を聴く必要があるため、期間内に開示決定等を行うことが困難で

あることを理由として、条例12条2項に基づき開示決定等の期間延長を行った。

本件請求文書は、別件開示請求に係る期間延長の理由とされた、都以外のものに対する意見照会に係る文書であるが、実施機関は、本件請求文書について、作成及び取得していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

イ 第三者保護に関する手続について

条例15条1項は、開示請求に係る公文書に都以外のものに関する情報が記録されている場合について、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものに対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定しており、意見書提出の機会を与えられたものは、開示について反対するか否かにかかわらず、意見を述べるができることとされている。

また、当該手続に関し、「知事が行う情報公開事務に関する規則」（平成11年東京都規則第230号。以下「規則」という。）は、6条2項において、「都以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第8号様式）により通知するものとする。」と規定し、別記により「意見照会書」及び「開示決定等に係る意見書」の様式を定めている。

さらに、東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年政都情第389号。以下「要綱」という。）は、「第4 第三者保護に関する手続」において、条例15条1項及び2項の手続に共通する事項として、4（意見照会の方法）により、「意見照会は、開示請求のあったことを意見照会書（規則別記第8号様式）により通知し、原則として文書で意見を求めることにより行う。」と定め、5（意見書の取扱い）により、「意見照会を行った主務課は、照会の相手方の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、意見照会実施年月日、確認事項の内容又は意見その他必要な事項を記録した調査書を作成するものとする。」旨、規定している。

なお、規則別記第8号様式（別紙）「開示決定等に係る意見書」には、「開示決定に対する反対意思の有無」を記載する欄があり、特段意見がない場合においても当該様式による回答が予定されている。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関の説明によれば、別件開示請求に係る対象公文書である占用許可申請書

には、道路管理者以外の者には提供できない情報が含まれる可能性、例えば、申請書に添付されている図面に占有者以外のものに関する情報が含まれている可能性があるため、通常、占有者に意見を聴いているとのことである。別件開示請求に係る手続においても、平成〇年〇月〇日と〇月〇日の2回にわたり、〇〇株式会社及び株式会社〇〇の担当者と面会し（以下「本件面会」という。）、条例15条1項による任意的な意見照会として直接意見を聴いたとのことであるが、当該第三者が特段の意見はないと回答したため、意見照会書による意見照会は行っておらず、また、本件面会の状況を記録した公文書も作成していないと説明する。

審査会が本件請求文書の保有の有無について調査したところ、条例41条1項の規定に基づき実施機関に備え付けられている文書検索目録には、「面会記録」若しくはこれに類する内容の件名は記載されていないことを確認した。一方、本件面会に係る記録を作成していないことについて、実施機関は単に、意見はないとの回答であったことのみを理由として挙げており、他に合理的な説明を何らしていない。

そこで、この点について検討するに、前記（2）イのとおり、規則及び要綱により、条例15条に基づく意見照会の手続については、1項（都以外のものに関する情報に係る任意的意見照会）及び2項（第三者情報に係る必要的意見照会）の区別に関係なく、所定の様式により通知し、原則として文書により意見を求めること及び意見の有無にかかわらず必要な事項を記録した調査書を作成すべきことが、実施機関における情報公開事務に係る細則として定められている。条例15条1項に係るこれらの細則は、「しなければならぬ」旨を明記しているわけではないが、意見照会の結果が開示決定等の重要な判断要素となり得ることに鑑み、開示決定等に至る判断過程の公正・透明を確保する観点から、意見照会を行う場合には、その手続に係る文書を適切に取得し及び作成することを、実施機関の説明責務に付随する基本的責務として定めているものと解される。

また、他方において、条例12条2項は、「やむを得ない理由」により同条1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができない場合に限り、その期間の延長を認めているところ、かかる趣旨に照らせば、とりわけ条例15条に基づく第三者保護に関する手続を理由として開示決定等の期間を延長する場合においては、真に「やむを得ない理由」による延長措置であることを開示請求者等に十分に説明し得るよう、実施機関は、特段の事情がない限り、規則に定める様式及び要綱の規定に従い、

文書により意見照会を行うとともに、その文書を作成することを厳格に要請されているものというべきである。

以上のことを踏まえれば、実施機関が、別件開示請求について、都以外のものに意見を聴く必要があることを理由に開示決定等の期間を延長しておきながら、合理的な理由もなく、文書によらず本件面会により意見照会を行い、かつその文書を作成しなかったことは、違法とまでは言えないものの、職務上要求されるべき基本的責務の遂行を怠ったものとして不適切であると言わざるを得ない。

しかしながら、条例に基づく開示請求に対する開示・非開示等の決定は、その対象となった実施機関の保有に係る公文書について、条例に定める非開示要件（存否応答拒否を含む。）の該当性を判断して行うこととされている。したがって、実施機関が本件請求文書を作成しておらず、現に保有していない以上、これを開示することはできないのであるから、実施機関が本件開示請求に対し、本件請求文書の不存在を理由として非開示とした決定それ自体は、結論において妥当であると認められる。

なお、審査請求人はその他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも